

# 三次市 中小事業者月次支援金

受付期間  
2月1日～  
3月31日  
(当日消印有効)

三次市では、令和4年1月、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う事業者支援策として、令和4年1月・2月における売上げが **20%以上30%未満**減少した中小法人・個人事業者へ支援金を支給します。

## 支給額 (1事業者あたり)

中小法人等

上限 **10** 万円/月

個人事業者

上限 **5** 万円/月

※複数の事業所を運営している場合でも「1事業者分」となります。

支給額

平成31年から令和3年までの  
各年いずれかにおける対象月の売上額

－ 令和4年対象月の売上額

※詳しくはウラ面の「よくあるお問合せ Q5」をご覧ください。

## 対象者及び主な要件

### 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者

※全業種が対象となります。

#### 主な要件

令和4年1月・2月の各月における売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して **20%以上30%未満減少**していること

※比較した結果、減少率が20%未満の場合、若しくは30%以上となる場合は**支援金の対象となりません。(※30.0%も対象外)**

※広島県感染症拡大防止協力支援金を受給されている場合は申請出来ません。

※社会福祉法人、医療法人、NPO法人等も対象となります。

※売上減少率が30%以上の場合は、「広島県頑張る中小事業者月次支援金」の対象となります。

## 必要書類(添付書類)

- ① 交付申請書(請求書)
- ② 法人番号がわかる書類(※法人事業者の場合)
- ③ 令和2年分の確定申告書類の写し(法人の場合は「別表一」、個人の場合は「第一表」)
- ④ 支援対象月(1月・2月)の売上金が比較・確認できる帳簿書類
- ⑤ 振込先口座番号が確認できる通帳の写し(若しくは電子通帳画面のコピー)

(注)今回は2回目若しくは3回目の申請となる場合、②、③、⑤の書類の添付は「不要」です。

## 申請手続きについて

感染予防の観点から**郵送**で申請してください

送付先

〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 三次市 産業振興部 商工観光課宛

【お願い】パソコンから申請書をダウンロードされる場合、「両面印刷」していただき、可能な限り、申請書兼請求書は1枚となるようにご協力ください。

## よくあるご質問(Q&A)

Q1 「2ヶ月分」をまとめて申請するのですか？月ごとに申請することは可能ですか？

A1 どちらでも申請できます。1月が対象月となった場合、2月1日から受け付けます。

Q2 今回の支援制度で主な変更点はありますか？

A2 売り上げの比較対象年が、「平成31年」「令和2年」「令和3年」の3年間となったことです。(※従来は2年分)

Q3 申請書には押印が必要ですか？

A3 「請求書」を兼ねている様式となっていますので**必ず押印**してください。

Q4 三次市に住民票がありますが、店舗は三次市外にあり営業しています。支援金の対象となりますか？

A4 三次市内に事業所があることが必須となりますので**支援金の対象となりません**。

Q5 支援金額の算出方法を詳しく教えてください。

令和4年1月・2月の各月における月の売上額が平成31年から令和3年いずれかの同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していることが「支給対象」となります。

また、1月分の売り上げは平成31年分と比較し、2月分は令和2年分と比較するように、**比較する年の適用は、月ごとに選択していただいても構いません**。

(例) ※**個人事業主の場合** ※法人事業者の場合、上限額は**月額10万円**となります。

A5

減少率	対象	減少額	支給額	説明
18.5%	×	-	-	減少率 <u>20.0%</u> 未満であるため対象となりません。
21.1%	○	20,000 円	20,000 円	減少額が 5 万円未満のため、減少額=支給額となります。
25.6%	○	70,000 円	50,000 円	月における減少額が5万円以上の為、支給額は5万円となります。
29.9%	○	16,785 円	16,785 円	
30.0%	×	-	-	減少率 <u>30.0%</u> は対象となりません。
32.5%	×	-	-	減少率が <u>30%以上</u> のため、対象となりません。

Q6 飲食店を経営しています。広島県感染症拡大防止協力支援金を受給しますが、今回の月次支援金も給付対象となりますか？

A6 広島県感染症拡大防止協力支援金受給事業者は**対象となりません**。

Q7 申請後、どれくらいで給付されますか？また、支援金が振り込まれたら連絡が届きますか？

A7 申請書類を受理後、審査等を経て、なるべく速やかな支給に努めます。期間は概ね審査完了後から「2週間以内」を想定しています。また、ご指定の口座に入金が完了した後に文書でお知らせします。

Q8 申請書類はどこにいけば入手できますか？

A8 申請書類は、三次市のホームページからダウンロードが出来ます。ダウンロードが難しい方は、三次市役所本庁舎1階総合案内のほか、各支所、三次商工会議所、三次広域商工会でも配布しています。

【お問合せ先】 三次市 産業振興部 商工観光課 (〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 ※本館4階)

電話 0824-62-6171 (月～金 8:30～17:15(土・日・祝日を除く))

FAX 0824-64-0172 E-mail shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp